

情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった
場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

供 用 廃 止 設 備 の 明 細	資 産 区 分	種 類	1			
		情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 名 称	2			
		賃 借 年 月 日	3	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	4	月	月	月
		事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	5	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
		事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	6	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・
		事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (6)－(5)	7	月	月	月
	税額相 控当 額限 度	リ ー ス 費 用 の 総 額	8	円	円	円
		基 準 リ ー ス 料 (8)× $\frac{42}{100}$	9			
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (9)× $\frac{10}{100}$	10			
供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 の 税 額 控 除 実 施 額	供 用 年 度 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (別表六(二十三)「5」の供用年度分)	11			
		(11)に別戻を報設場合 のり控し受基備等 うー除のけ盤が ちスの適た強あ 既特取用情化る	(35)の計	12		
			①又は(①+②)	13	/	(16)の①
			(12) + (13)	14		(16)の①+②
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 特 別 控 除 額 相 当 額 (11)－(14)(マイナスの場合は0)	15			
		供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (10と15のうち少ない金額)	16	①	②	
	供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 の 計 算	供 用 年 度 後 に お け る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 控 除 実 施 額 の 合 計 額 (別表六(二十三)「6」の合計額)	17			
		供 用 年 度 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (別表六(二十三)「8」の供用年度分)	18			
		(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額	19			
		供り控設既特取用情化ある 用ー除備に別戻を報設場合 年スののり控し受基備等 度特対うー除のけ盤が の別象ちスの適た強が	(36)の計	20		
			③又は(③+④)	21	/	(26)の③
			(20) + (21)	22		(26)の③+④
		(17)のうち連結納税の承認を取り消された日前5年以内に開始した各 連結事業年度における繰越税額控除限度超過額の控除実施額	23			
		供 用 廃 止 設 備 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 控 除 実 施 相 当 額 (17)－(18)－(19)－(22)－(23)(マイナスの場合は0)	24			
		(10)－(16)	25			
		供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (24と25のうち少ない金額)	26	③	④	
		供 用 廃 止 設 備 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (16)＋(26)	27			
リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額	税 額 控 除 取 戻 税 額	(10) と (27) の う ち 少 な い 金 額	28			
		リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 (28)× $\frac{(4)-(7)}{(4)}$	29			
		リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計 額	30	/		

供用廃止設備の供用年度に事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細						
情 報 基 盤 強 化 設 備 等 の 名 称	31					計
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	32	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・	/	
事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	33	平 ・ ・	平 ・ ・	平 ・ ・		
リ ー ス 費 用 の 総 額	34	円	円	円		円
供 用 年 度 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	35					
供 用 年 度 後 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	36					
リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (35) + (36)	37					

別表六(二十三) 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表六（二十二）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成19年改正前の措置法（以下「平成19年旧措置法」といいます。）第42条の11第6項（情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成19年旧措置法第68条の15第6項（情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、供用廃止設備の供用年度の異なるごとに用紙を改めて記載します。

また、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。

2 「供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算11～27」の各欄は、次により記載します。

(1) 「供用年度のリース税額控除実施額の計算11～16」の各欄は、供用廃止設備の供用年度において平成19年旧措置法第42条の11第3項又は平成19年旧措置法第68条の15第3項（リース税額控除）の規定により、その供用年度の法人税額又は調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係るリース特別控除額相当額を計算します。

イ 「供用年度のリース特別控除額11」には、別表六(二十三)の「リースに係るもの5」の供用年度分の金額を記載します。

ロ 「(11)のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた情報基盤強化設備等がある場合12～14」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき、当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。

(2) 「供用年度後のリース税額控除実施額の計算17～26」の各欄は、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度におい

て平成19年旧措置法第42条の11第4項又は平成19年旧措置法第68条の15第4項（繰越控除）の規定により、当該事業年度の法人税額又は当該連結事業年度の調整前連結税額から控除された金額のうち、供用廃止設備に係る繰越税額控除限度超過額控除実施相当額を計算します。

イ 「供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額17」には、別表六(二十三)の「前期繰越分に係るもの6」の金額のうち、供用廃止設備の供用年度終了の日の翌日以後1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度に係る金額を記載します。

ロ 「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額18」には、平成19年改正前の措置法令（以下「平成19年旧措置法令」といいます。）第27条の11第10項第2号イ(1)又は第39条の45第12項第2号イ(1)に規定する供用廃止設備の供用年度における繰越税額控除限度超過額のうち、「取得に係るもの」の控除額を記載します。

ハ 「(17)のうち供用年度前の繰越税額控除限度超過額の控除実施額19」には、平成19年旧措置法令第27条の11第10項第2号イ(2)又は第39条の45第12項第2号イ(2)に規定する供用廃止設備の供用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度における繰越税額控除限度超過額のうち、供用廃止設備の供用年度後において控除した金額を記載します。

ニ 「供用年度のリース特別控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた情報基盤強化設備等がある場合20～22」の各欄は、当期の供用廃止設備の供用年度において事業の用に供した他の供用廃止設備につき当期前に既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の供用年度後のリース税額控除実施額及び当期の供用廃止設備が2つ以上ある場合に、それぞれ記載します。